

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（動物取扱業登録申請書の添付書類）

第四条の二 条例第十三条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 動物取扱業を営もうとする事業所及び飼養施設についてそれぞれ土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しその他の動物取扱業を営むために必要な権原を有することを証する書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十八条に次の一号を加える。

三 その他特別の理由がある場合で、特に知事が必要と認めるとき。

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。